

監査対象/ テーマ	項目	指摘	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
[債権番号 101] 1. 市税 収入及び 国民健康 保険税に 係る未収 債権につ いて	⑤ 延滞金の調定に ついて	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第29条第1項第3号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第33条第1項）。</p> <p>納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、市税及び国民健康保険税の延滞債権の本料等が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 市税及び国民健康保険税の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則（柏市財務規則第29条第1項第3号）に基づき、本税が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われたい。</p> <p>確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。</p> <p>また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>関係各課から確定延滞金の事前調定に伴う問題点を抽出した結果、実務上は差支えがある一方で財務規則上は事後調定で問題ないとの結論に達しました。これまでどおり事後調定とすることとしましたが、確定延滞金の状況を把握するため、年間の発生額と収納額を把握することができるようにシステム改修等を進めることとしました。</p>	方針提示	収納課	財政部	52
[債権番 号：102] 2. 国民 健康保険 料及び後 期高齢者 医療保険 料に係る 未収債権 について	⑥ 国民健康保険料 等に係る延滞金の調 定行為について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第29条第1項第3号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第33条第1項）。</p> <p>納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、国民健康保険料等の延滞債権の本料等が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 国民健康保険料等の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則（柏市財務規則第29条第1項第3号）に基づき、その算定の基礎となる本料等が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われたい。</p> <p>確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。</p> <p>また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p> <p>なお、国民検討保険料においては、その納期が年間10回と細分化されているうえ、分納を行っている滞納者が多数存在することにより、事前の調定や通知を行うことが現状では難しい面もあるものと考えられる。したがって、法律による行政の原則上は関連法令等を遵守する義務があるが、行政の実態に即した規則等の合理的な見直しについても検討する必要があるものとする。</p>	<p>関係各課から確定延滞金の事前調定に伴う問題点を抽出した結果、実務上は差支えがある一方で財務規則上は事後調定で問題ないとの結論に達しました。これまでどおり事後調定とすることとしましたが、確定延滞金の状況を把握するため、年間の発生額と収納額を把握することができるようにシステム改修等を進めることとしました。</p>	方針提示	保険年金課	市民生活部	67

監査対象/ テーマ	項目	指摘	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
<p>[債権番号：102] 2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について</p>	<p>⑨ 介護保険料に係る延滞金の調定行為について</p>	<p>指摘</p>	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第29条第1項第3号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第33条第1項）。 したがって、納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の延滞債権の本料が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 介護保険第1号被保険者保険料（普通徴収）の滞納債権が納付された場合の確定延滞金については、柏市財務規則（柏市財務規則第29条第1項第3号）に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われない。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかが現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>関係各課から確定延滞金の事前調定に伴う問題点を抽出した結果、実務上は差支えがある一方で財務規則上は事後調定で問題ないとの結論に達しました。これまでどおり事後調定とすることとしましたが、確定延滞金の状況を把握するため、年間の発生額と収納額を把握することができるようにシステム改修等を進めることとしました。</p>	<p>方針提示</p>	<p>高齢者支援課</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>85</p>
<p>[債権番号：104] 4. 保育料に係る未収債権について</p>	<p>③ 延滞金の調定行為について</p>	<p>指摘</p>	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第29条第1項第3号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第33条第1項）。納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、本料が納付された後には、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 保育料の滞納債権が納付された場合の延滞金（以下「確定延滞金」という。）については、柏市財務規則（柏市財務規則第29条第1項第3号）に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われない。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかが現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>関係各課から確定延滞金の事前調定に伴う問題点を抽出した結果、実務上は差支えがある一方で財務規則上は事後調定で問題ないとの結論に達しました。これまでどおり事後調定とすることとしましたが、確定延滞金の状況を把握するため、年間の発生額と収納額を把握することができるようにシステム改修等を進めることとしました。</p>	<p>方針提示</p>	<p>保育運営課</p>	<p>子ども部</p>	<p>95</p>
<p>[債権番号：201] 1. 生活保護費返還金債権に係る未収債権について</p>	<p>② 履行延期の特約等について ア. 履行延期の特約等について (平成26年7月分以降の法第78条に基づく返還金等を除く)</p>	<p>指摘</p>	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 生活保護費返還金債権においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。 実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものとする。 なお、生活保護制度の目的から、生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p>	<p>全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針としました。履行期限の延長に係る申請を受けた場合は、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁をして、適正な審査を行うものとしします。</p>	<p>方針提示</p>	<p>生活支援課</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>111</p>

監査対象/ テーマ	項目	指摘	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
<p>[債権番号：203] 3. 過年度戻入債権に係る未収債権の基本情報について</p>	<p>② 履行延期の特約等について</p>	<p>指摘</p>	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 過年度戻入債権においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。 【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。 実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に、事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。 なお、生活保護制度の目的から、生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p>	<p>全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針としました。履行期限の延長に係る申請を受けた場合は、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁をして、適正な審査を行うものとしします。</p>	<p>方針提示</p>	<p>生活支援課</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>127</p>
<p>[債権番号：301] 1. 訴訟費用に係る未収債権の管理体制について</p>	<p>① 訴訟費用に係る未収債権の管理体制について イ. 分割納付の手続について</p>	<p>指摘</p>	<p>【現状・問題点】 柏市では、訴訟費用の確定の後に、債務者に対し書面又は電話で一括返済を求め、一括返済に応じなかった債務者のうち、分納による支払を求める債務者に対しては、事実上分納に応じている。 しかし、訴訟費用は私債権であり、分納に応じる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約の手続を採る必要があるところ、柏市では同手続を採っていない。 【結果】 訴訟費用について、債務者に分納を認める場合には、履行延期の特約の手続を採られたい。</p>	<p>全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針としました。訴訟費用も私債権に該当するため、この方針で進めます。 その他の滞納者については、当人の負担を考慮し、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしします。</p>	<p>方針提示</p>	<p>債権管理課</p>	<p>財政部</p>	<p>189</p>
<p>[債権番号：304] 4. 過誤払返還金に係る未収債権の基本情報について</p>	<p>⑥ 履行延期の特約等について</p>	<p>指摘</p>	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 過誤払返還金においては、返納額が確定した後、債務者（又は家族）から分割納付したいとの申し出があった場合、障害福祉課長が決裁し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。 【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。</p>	<p>全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針としました。柏市福祉手当の過誤払返還金も私債権に該当するため、この方針で進めます。 その他の滞納者については、当人の負担を考慮し、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしします。</p>	<p>方針提示</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>210</p>

監査対象/ テーマ	項目	指摘	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
[債権番号: 306] 6. 過誤払返還金に係る未収債権について	② 履行延期の特約等について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 本事案の過誤払返還金においては、返還額が確定し、返還期限を平成27年3月31日とした納入通知書等を発送した後、債務者から分割納付したいとの申し出があり、同年3月9日に分納誓約書が提出されたため、障害者相談支援室長が決裁し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。</p>	本件過誤払金の当事者は法人であり、履行延期の特約等の制度の方針の対象ではないため、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしします。	方針提示	障害福祉課	保健福祉部	221
[債権番号: 307] 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	① 履行延期の特約等について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 市営住宅等使用料においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。</p>	全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針としました。	方針提示	住宅政策課	都市部	228
[債権番号: 308] 8. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	④ 不納欠損処分に伴う遅延損害金の処理について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市債権管理条例の規定では、「市の債権を放棄するときは、当該市の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄するものとする。」（同条例第8条第2項）としている。 しかし、市営住宅等使用料の未収債権の放棄及び不納欠損処分の際には、履行の遅延に伴い発生している遅延損害金については一切の会計処理を行っていない。</p> <p>【結果】 市の債権を放棄する際には当該債権につき既に発生した遅延損害金についても、速やかに算定し、調定を行い、かつ、本料の債権放棄及び不納欠損処分と同時にそれに伴う遅延損害金を放棄するとともに、会計上、不納欠損処分を行う必要があるものとする。 公債権の場合と異なり、柏市債権管理条例第8条第2項に明文の規定がある以上、少なくとも当該条例施行以降の該当案件を対象として、遅延損害金の算定が可能な仕組みを構築することに努力されたい。</p>	遅延損害金徴収開始年度以降に発生した元金を放棄する場合は、放棄時点での遅延損害金も計算し、議会報告することとしますが、収入の場面ではないため調定はしないこととしました。	方針提示	住宅政策課	都市部	232
[債権番号: 312] 12. 滞納繰越分返納金に係る未収債権について	② 履行延期の特約等について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 滞納繰越分返納金においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】</p>	本件過誤払金の当事者は法人であり、履行延期の特約等の制度の方針の対象ではないため、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしします。	方針提示	高齢者支援課	保健福祉部	280

監査対象/ テーマ	項目		指摘	主な内容	改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	報告書 ページ
[債権番号: 314] 14. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について	① 違約金について	ア. 違約金(遅延損害金)債権の事後調定について	指摘	<p>【現状・問題点】 違約金(遅延損害金)については、母子父子寡婦福祉資金システム上で自動計算され、滞納している償還金が納付されるまでは金額が確定しないが、滞納している償還金が納付された場合はその時点で違約金が確定し、違約金を当該滞納者に請求することとなる。しかし、財務会計上の調定行為は、その請求時点では行われておらず、違約金が納付されたことを確認してから調定行為が行われている(事後調定)。 一方、収入の調定は事前の調定が原則である。そして、柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因が発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから違約金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号) したがって、滞納していた母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金が納付されたときに、違約金の納入の通知を発する際に、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納債権が納付された場合の違約金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われたい。 違約金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、違約金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかが現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定違約金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	関係各課から確定延滞金の事前調定に伴う問題点を抽出した結果、実務上は差支えがある一方で財務規則上は事後調定で問題ないとの結論に達しました。	方針提示	こども福祉課	子ども部	310